

# 日本考証学派の民衆観

——松崎慊堂の「新民」解釈と現実認識——

小林 幸夫

六六

## 一、考証学派研究の視点と本論の課題

近世後期、特に化政—天保期における儒学の動向を理解しようとするとき、考証学派の存在をどのように把握するか、という問題は避けて通れない。それは、当時において考証学派が大きな勢力を保持しており、京都の猪飼敏所や江戸の松崎慊堂が、頼山陽や佐藤一斎と並んで当代儒学者の筆頭にあげられているといった学派盛衰的関心からだけではない。横井小楠や吉田松陰といった幕末の思想家たちの江戸留学体験の中で考証学派への高い評価や、明治期における重野安繹らによる考証学派継承意識など、後代との関連性の側面からも、検討すべき課題が多い。特に、重野安繹が考証学派の社会的基盤を「考証家に町人が多い」「都会の書物の多い処に居る散官小吏、又は処士、或は豪商に考証家が多い」と述べて、「都会」の中間層と把えていること、また考証学派の学問的性格を近代実証主義的学問—世界的普遍性を持った国民文化の淵源と位置付けている点など<sup>(3)</sup>、<sup>(3)</sup> 解明する必要性と価値があると考えられる。したがって、

考証学派の思想史的特質を解明するに当っては日本における近代思想形成の一環としてという視点から考察をすすめる必要があると考える。

ところで、近代思想形成との関連性を考えるに当って、いかなる側面から考察するかという問題が重要な課題として浮び上ってくる。かつて、丸山真男氏は先王制作—作為性に着目し、徂徠学に（政治における）近代的思惟の発芽を見出した。しかしながら、丸山氏は氏が近世後期における作為的制度観の継承者とする佐藤信淵や海保青陵を論じて、「畢竟するに、かうした近世末期の一聯の制度改革論の変革性を制約した共通の特色は、それらがいづれも上から樹立さるべき制度であり、庶民はそこで能動的的地位を認められてゐないといふ事である。……そこには『人作説』（『社会契約説』）への進展が全く缺如してゐたのである。」と述べて、徂徠的作為的の制度観からほただちに近代市民社会的世界観は生れ出なかつたとその限界を指摘している。それは、徂徠学においては、天賦のものとして民衆の「性」の中に道德性—社会編成の原理の内在を否

定していること（『愚民観』）に起因している。

それでは、日本において社会契約的な思想は見出されないであろうか。社会契約説「的」な思想の端緒としては、すでに幕末期に書かれた加藤弘之の『隣草』を挙げる事ができる。また、明治十年代に高揚を見せた自由民権運動においては、西欧の社会契約説が受容され運動理論として盛んに援用されている。このように近代化過程で早期に社会契約説が受容された背景として、自生的な思想の展開のなかに、社会契約説の母体となる民衆観の変化を想定できないであろうか。

このような視点から、重野安禪が「都会」の中間層の学問と指摘し、近代実証主義的学問の淵源と位置付けている考証学派の民衆観がいかなる特質をもっていたかという事について考察しようと思ふ。

具体的には、江戸在任の考証学者松崎慊堂をとりあげ、①まず、彼の民衆観形成の原点ともいふべき自己体験と自己意識を把握し、②『大学』『新民』の解釈（原理論）、③百姓一揆の中の民衆のさまざまなあり方をどのように評価しているか（状況認識）、そして④彼の抱いた理想的民衆像（理想論）という三側面から、その民衆観の特質を説明することを目的としている。

## 二、松崎慊堂の自己意識

——「余もまた老農なり」——

松崎慊堂（字は復・明復、通称は退蔵）は、化政→天保期の江戸において狩谷檢齋・市野迷庵とならび称された考証学派の巨頭であ

る。しかし、彼はその学問生活の当初から考証学の立場をとっていたのではない。彼が考証学に傾斜したのは、掛川藩を致仕した文化十二年前後からである。それ以前は朱子学の立場をとっていた。そして考証学の立場を明確に自覚化した天保初年以降朱子学の問題点についての批判がしばしば行われている。

したがって、慊堂の民衆観を考えるにあたって、まず民衆観の前提となる慊堂の自己意識とその形成過程を見ておきたい。

慊堂は、明和八年に生れ、寛政二年大学頭林簡順に入門し昌平黉で学び儒学者となった。慊堂は林家入門後もなく始まった寛政異学の禁の中で頭角をあらわし、林述斎（熊蔵）・佐藤一斎（捨蔵）とともに林門三蔵と並び称された。寛政四～五年に書いたと推測される「昌平学院試策一道」は寛政異学の禁の正当性を論じたもので、「今国家依祖宗之旧制、益崇仁義之洪道、将使斯民之文末、帰之國初之教朴。新下明令、褒三五道（『朱子学』）為正学、貶之彼徒（『仁齋徂徠之徒』）為異学」、「仁齋徂徠之徒」退省、其私、則行義疏于郷曲、孝弟衰於父兄。聞其言、則君子也、見其人、則小人也。何其内外相背之廻也。……則彼但惑世營私、好奇釣名之徒耳。此豈聖人之道乎哉。」と述べて、寛政異学の禁を主導した朱子学正学派の立場を踏襲している。この中で慊堂は、聖人の道は「行義」「孝弟」を重んじる君子、為政者たる士大夫の学であるとする。

慊堂は享和二年二月に、寛政の遺老の一人である老中太田資愛（遠江掛川藩 五万石）に聘せられ、文化三年には藩校徳造書院創設と同時に教授となり、藩士の教育に当たった。慊堂は、藩校教育の

目的を、「治人ノ道」を家臣団に教育し、「御上ノ御務ヲワカチアタへ、御上ニカワリテ公儀ノ御政事ヲ守リ行」なり封建官僚養成にあると考へた。

しかしながら、藩士たちは懐堂の為政者観とはまったく異なつたものであつた。藩の「老臣以下ノ諸有司」は藩上層部は、「鶏ノ卵ヲ見テ、夜ノ時ヲツクルヲ待ツヨウニ、素読修行シタリトモ風教ノ益モナシ。」として、懐堂の教育を無益無用であるとみなし、「唯、上ニテ御世話ノ事ナレバ、一ヶ月ニ一兩度出席シテ帳前サヘアレバヨシト支配下ニ令スル」といつたサポータージユの姿勢をとつた。また藩士たちも、「酒食游山ノ子共遊トハ違ヒ、面白味モイマダヲコラ」ず、その上、「学問シテモ賞セラルル事モナク、学問セズル罰セラルル事モナシ。サスレハ、骨折ダケガ無益ナリ」と「自ト懈リ嫌フ様ニナリ」藩校教育は充分な成果を挙げることが出来なかつた。懐堂はこのような藩士たちに、

御家ニアレバ、コソ位牌知行トヤランニテ、子共遊ニテ長ノ月日ヲ徒ニ潰ス事モ出来侍ヘ、万一御家ヲ離レタランニハ、何かハ致テ飢渴ヲ免レンヤ。

と述べて、学問の必要性を説いているが、むしろ彼ら藩士たちは、「位牌知行」は世襲の家禄に安住し、酒食游山の「子共遊ニテ長ノ月日ヲ徒ニ潰ス」無為逸楽の生活こそが、支配身分としての武士の特権と考へた。

懐堂は、文化八年の朝鮮通信使応接の随員として対馬に赴き朝鮮の学士李菊隱とお互いの国の学制・人材登用について筆語を交している。その中で、李菊隱が朝鮮における科挙制度について、「本国

以ニ周礼三年一大比之法ヲ取ニ、百ニ一ニ以テ經義ヲ取レ之曰ニ生員、以ニ詩賦ヲ取レ之曰ニ進士。進士散ニ在八路ニ者不レ知其幾。而在ニ於太学ニ絃誦者五百余人」と述べて、科挙による人材登用が盛んに行われている様子を述べたのに対し、懐堂は「可レ謂レ盛矣。如ニ敵邦ニ無ニ生員進士之名。諸侯下至ニ陪臣一切世襲。……特不レ及ニ草沢ニ耳。」と述べて、日本においては「諸侯より陪臣に至るまで一切世襲」と歎いている。さらに、李菊隱が「貴国仕宦之路、亦以ニ科目ニ出身耶。全用ニ世臣ニ而承ニ襲之乎。」と問うたのに対して、懐堂は「然奇材異能在ニ草沢ニ者、時得ニ薦拔。特異數也。」とだけ答えている。

このように現実の支配身分としての武士と、儒学的な為政者理念である士大夫との齟齬・乖離を懐堂は痛切に認識した。懐堂の目に映つた武士たちは、たとえ「庸劣にして取るところなき者」であっても、「一切世襲」の身分・家禄によって「老死するまで飽暖」できる特権に安住し酒食游山の「子共遊ニテ長ノ月日ヲ徒ニ潰」している者であつた。

このような藩士たちに対して、懐堂は次のように絶望を表明している。

御領内ノ百姓：明テモ暮テモ働トランニ働クニ、何国ニユキテモ鉏ヲ持テ百姓ノ一分ハ出来侍フニ、治於人者養人ノ道ニハツレタル人ナシ。今士大夫タルモノ：所謂養於人者治人ノ義ヲ失フ、故ニ何モシラヌ百姓ニハ劣リハテタル人ノミ多シ。

こうして懐堂は「劣リハテタル人ノミ多」い掛川藩に絶望し、文化十一年十二月二十一日に、四十四歳という若さで致仕した。

棟堂は致仕後江戸西郊の羽沢村に屋敷を買ひ、そこに石経山房と名付けた家塾を営んだ。郊外の住宅地で宅地が広いせいもあって、庭に大根などの野菜や果樹を植えて下僕に作らせ、又自らも耕作收穫に従事しており、また「夜社」名主治左衛門宅、納本年税一兩一分二銖十四文」といったように年貢を納め、「休官十有一年春來住雲林二度春 不記漢家新曆日田租輸訖歲華新」と詠するなど、支配身分たる武士の立場から離れ、隱遁・帰農の自己意識を持っている。

彼は天保五年六月二日に、

大火地火農家忌下種移栽。云必不生活也。余（棟堂）亦老農。不可不知。

と述べて、自己を「老農」と位置づけている。また天保飢饉の中で、「麦の熟すること期すべし、老農の喜び、豈涯あらんや」と一雨を得ること、老農の大願なり、「終雨なり、枕上に浙瀝たり。老農の喜び知るべし」といったように、「老農」の立場から天候回復を願ひ收穫を期待している。それは、「晴、熟如昨。時々聞祈雨鼓声」と、羽沢村の村人たちの雨乞いの声を聞けば、翌々日自らも「是日、村社祈雨氷川祀」と、羽沢村の鎮守である氷川神社に雨乞ひに出掛けているように生活に密着した意識となっている。

このように見ると、「老農」という意識は、天保期における民衆観形成の原点であり、天保大飢饉で揺れる社会、民衆を見る棟堂の視座となっていると言えよう。（「老農」の具体的内容については後章で考察する。）

### 三、「大学章句」伝二章「新民」の解釈

——「民は自ら新たになる」——

前章において松崎棟堂が「老農」と自己を意識していたことを述べた。棟堂は「老農」の視座から『大学章句』の解釈をし、天保初年に「明德」「新民」の新解釈を打ち出している。

本章では、慶応義塾大学付属研究所斯道文庫に所蔵されている松崎棟堂自筆書入れ本『大学章句』を素材として、彼の「新民」解釈の特質を見てみたい。

この書入れ本は本文の大尾に、棟堂が自記している講義メモによるならば、天保元年から十三年の間にテキストとして使用されたことがわかる。したがって、この書き入れは、棟堂が考証学の立場を自覚化し、『唐開成石経十三經』縮刻を行った時期における彼の「新民」解釈を示しているものと考えてよい。

ところで、ここでとりあげる伝二章は、『大学章句』全体の中でも問題とされる個所である。島田虔次氏は、「本章は『民を新にする』を釈するというのに、この条が、徹頭徹尾、自ら新にすることのみをいっているのは、不審といえば不審である。」（傍点、原文）とのべているように、『大学章句』経文とも差互を生じ、「新民」の主体をどのように把握するかによって、見解のわかれる部分である。

本章では朱子学・徂徠学の「新民」解釈と棟堂の「新民」解釈を対比させ、その特質を考察することとしたい。

『大学章句』伝二章の朱熹の注は「其の自ら新たになる民を振起

する」といい、「(文王が)能く其の徳を新たに、以て民に及ぼす」というように、「新民」の行為の主体については曖昧さを残している。しかし、『大学章句』経文の朱熹の注は、

新者革<sup>トハムノリ</sup>其旧<sup>ナリフコト</sup>之謂也。言<sup>ハ</sup>既<sup>ニ</sup>自明<sup>ラカニ</sup>其明德<sup>ヲ</sup>、又当<sup>ニ</sup>推<sup>シテ</sup>以及<sup>ス</sup>人<sup>ニ</sup>、使<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>亦<sup>テ</sup>有<sup>リ</sup>以<sup>テ</sup>去<sup>ル</sup>其旧染<sup>ノ</sup>之汚<sup>ト</sup>也。

とあり、「新民」は、「既に自ら其の明德を明らかにした」人物によって、「推して以て人に及ぼす」行為ととらえられている。また、『大学或問』の中には、「齊家治国平天下者、新民之事也。……所謂明<sup>カニスル</sup>明德<sup>ヲ</sup>於天下<sup>ニ</sup>者、自明<sup>ラカニ</sup>其明德<sup>ヲ</sup>而推<sup>シテ</sup>以新<sup>シ</sup>民<sup>ヲ</sup>、使<sup>シ</sup>天下之人<sup>ヲ</sup>皆有<sup>リ</sup>以<sup>テ</sup>明<sup>ス</sup>其明德<sup>也</sup>。」とあり、「新民」を齊家・治国・平天下<sup>ニ</sup>為政<sup>ノ</sup>のこととする。

また、為政の担い手については、「大学之教、乃為<sup>ニ</sup>天子之元子衆子、公侯卿大夫士之適子、与<sup>ニ</sup>国之俊選<sup>ニ</sup>而設。是皆将有<sup>リ</sup>天下国家之責<sup>ヲ</sup>而不可<sup>レ</sup>辞者。」と述べている。朱熹は「新民」<sup>ニ</sup>為政<sup>ハ</sup>は「天子・諸侯」のなすべきことで「卿大夫以下」は関与すべきことではないという考えを否定して、「天子の元子・衆子・公侯卿大夫士の適子、国の俊選」すなわち、「天下国家の責有る」人々<sup>ニ</sup>士大夫層以上であるとする。朱子の主張の眼目は、「天子・諸侯」のみでなく、士大夫も「新民」<sup>ニ</sup>為政<sup>ノ</sup>の担い手・主体であるということにある。これは、朱子学が宋代の士大夫層の学であり、科挙によって立身する地主官僚層をその基盤としていることを反映している。

朱熹のこのような解釈をふまえて、山崎闇斎は「新民ハ治人ノコト<sup>(25)</sup>」とし、その担い手は士大夫(日本の現実においては武士身分)<sup>ニ</sup>為政者<sup>ト</sup>としている。そして、「自新之民」を解釈して、

鼓舞シテ上ヨリ政教法令ヲナス。是民ヲ新ニスル上ノ為擧也。然ルニ鼓舞シテ作興スルハ、誰カ其教ニタガハンヤ。サレドモ、民モ亦自新ニスルデナケレバ、只イカニ上カラノ鼓舞ノ教ガ有テモナラスゾ。<sup>(26)</sup>

とのべて、「上カラノ鼓舞ノ教」・「政教法令」に対して、「教ニタガハ」ざる柔順な「民」を「自新之民」ととらえている。

それでは、朱子学に異をとなえ、聖人の礼楽制度<sup>ニ</sup>道<sup>ノ</sup>の制作を儒学の根幹にすえた荻生徂徠は、どのような「新民」解釈をしているであろうか。

孟子に学校之事を説候次に、人倫明於上庶民親於下と有之候。然れば親民は新民と不改がよく候。殊に新民之文字は、書經之面革命の事に候。大学之教は平日之事に候。是等之所齟齬甚敷候。

徂徠においては、「新民」は「人倫上に明らかにして庶民下に親しむ」というように、「親民は新民と不改がよく候」と「親民」と解釈している。また、『大学』伝二章の「新民」は、「親民」とは別もので、易姓革命時における先王の制作の意味であるとして、「革<sup>ニ</sup>正朔<sup>ヲ</sup>、作<sup>ル</sup>制度<sup>ニ</sup>」ことよって「洗<sup>ヒ</sup>其旧俗<sup>ヲ</sup>以新<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>」(「<sup>ニ</sup>民<sup>ニ</sup>」)する上からのやりかたであるとしている。<sup>(27)</sup>したがって、朱熹や山崎闇斎において、民衆に「自新之機」「民モ亦自新ニスル」<sup>ニ</sup>主体的自己<sup>ノ</sup>変革<sup>ノ</sup>の可能性を容認することを、「可<sup>レ</sup>謂<sup>フ</sup>強<sup>ク</sup>矣、不<sup>可</sup>レ從<sup>フ</sup>焉<sup>(28)</sup>」と全く認めない。

このような「親民」「新民」解釈をする荻生徂徠の民衆観は、「民ハ愚ナル者ニテ、後ノ料簡ナキ者也」<sup>(30)</sup>、「百姓ハ愚カナル者ニテ、所

ニテ前ヨリ仕来ラザル事ヲバ、サリトハセヌ物也」<sup>(41)</sup>「新薦被リト言ハ、多クハ田舎ノ百姓ノ奢付、耕作ノ骨折業ヲ嫌ヒ、雜穀ヲ食ルコトヲキラフテ、御城下奉公ニ来リ、……何レモ身ノ勤悪キヨリ成タレドモ、元来愚ナル者ノ其慎ミ悪キト言ウモ、世間ノ風俗ニ連テノコトニテ……世モ詰リタル中ヨリ出来ル事ナレバ、畢竟上ノ咎ト言ベシ」<sup>(32)</sup>「扱又田舎ノ締リナクナリタル、ヨリ甚悪シ。田舎ハ在々ニ武家満々タレバ、百姓モ我儘ナラズ。百年以来地頭知行所ニ不住故、頭ヲ押ユル者無テ、殊ノ外ニ我儘ニ成タリ」とのべて、民・百姓は「愚ナル者」「元来愚ナル者」「我儘」なものであるとしている。

このような愚民観にたつて、徂徠は「大学は庶人之悉学ぶ事と不被申候」と、大学<sup>レ</sup>為政の学から庶人<sup>レ</sup>民衆を遮断し、また、たとえ民衆に誤りがあったとしても「畢竟上ノ咎ト言ベシ」であるとして、民衆は人格すら問われない存在（<sup>レ</sup>徹底的な政治的客体）とみなされている。

このように徂徠学においては、「新民」・「親民」は上からの為政者による行為と考えられており、朱子学において、曖昧であるが有る程度問題にされていた民衆の主體的自己変革の可能性の問題はまったく否定されてしまっている。

第一章で、丸山真男氏が徂徠学的思维の展開からは社会契約説が生れなかつた、と指摘している事を述べた。上述したように、徂徠においては、徹底した愚民観と上からの変革という視点しかない。これに対して、朱子学においては（曖昧であり、またその積極的評価がなされてはいなかつたが、）民衆の自己変革の契機という視点

が存在していた。それは、島田虔次氏が指摘するように<sup>(34)</sup>、朱子学においては「自他統一の原理」がなく、政治行為によって民衆に働きかける根拠が明確でないという朱子学のもつ特性（為政論としての欠陥）に由来する。（陽明学や徂徠学において「新民」を「親民」と解釈するのは、この「働きかけ」の原理を導こうとする理由による。）換言するならば、朱子学においては、この特性から、民衆に自己変革の契機を内在させなければ為政論としては完結しえない。上述した山崎闇斎の解釈はこのことを物語っている。このように見ると、社会契約説思考は、徂徠学的展開からではなく、むしろ朱子学的基盤の上に、その「自然」性的内容転換・発展の方向で見出されるのではなからうか。

その意味において本論でとりあげた松崎慊堂の「新民」解釈は「民は自ら新たになる」を「新民」の軸に据えるということによってその可能性を示しているといえよう。慊堂は考証学に転じてからも自己の学問を「朱子晩年之学」の正統な継承と意識している<sup>(35)</sup>。そして、自ら新たになることを徹底・拡大することの中に、「新民」の解釈を求める。すなわち、「或問（『大学或問』）ニ自新ノ至レルハ、新民ノ端ナリト謂フ、是ナリ。」<sup>(36)</sup>という。

それでは慊堂は「新民」の主体をどのように解するのであろうか。

黄氏曰、井田学校作<sup>レ</sup>之具、<sup>ハ</sup>勞来<sup>レ</sup>匡直<sup>レ</sup>之術。愚（<sup>レ</sup>慊堂）云、其本則自新也。自新而後、有<sup>レ</sup>具与<sup>レ</sup>術而出焉。或問（<sup>レ</sup>『大学或問』）及書伝（<sup>レ</sup>『蔡沈『書経集伝』）皆以為<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>新<sup>レ</sup>民。惟此（<sup>レ</sup>『大学章句』伝二章）以為<sup>レ</sup>自新<sup>レ</sup>之民。盖亦晚

年改定之説也。<sup>(37)</sup>

懺堂は、「民ヲ新タニスル」ではなく、「自ラ新ラタニナルノ民」が根本であるとする。すなわち「其ノ本ハ則チ自新ナリ」の主語を為政者ではなく、民衆のことであると解している。

したがって、「井田・学校」といった「具」や、「労来・匡直」（ねぎらいやはげまし悪を正すこと）といった「術」、すなわち「政教法令」は、民衆が「自ラ新ラタニナリテ後」のこと、補足的ないしは附随的なものと位置づける。そして、「復(38)（懺堂の字）按ズルニ、作新ハ新民ノ事ナリ、維新ハ新民ノ極ナリ。」とのべて、「自ラ新タニナル民」を「維新」政治変革の基盤に据える。

このように、懺堂は「自ラ新タニナル民」を為政論の要に置く。それは前章で見たように、為政者たるべき武士とは現実には「一切世襲」の身分・家禄に安住し、「酒食游山ノ子共遊」をこととする「劣リハテタル人」であって、彼ら武士よりは、「明テモ暮テモ働トラシニ働」き「百姓の一分は出来」「道にはつれたる人な」い百姓に、変革の担い手を見出したからではあるまいか。そして自らを「老農」と意識するのも、このような百姓の指導者たらんとするためではあるまいか。

それでは懺堂は「自ラ新タニナル民」の具体像をどのようなものと考えていたであろうか、次章以降において見てみることにしたい。

四、一揆の中の民衆と理想的民衆像

——「非民」と「驍勇の民」——

前章で、天保期における懺堂の「新民」解釈を見たが、それは、

「民」を主語として、主体として徹底する方向でなされていた。ところで、この時期は、天保の大飢饉と百姓一揆・打毀しの激化した時期でもある。青木虹二氏の『百姓一揆総合年表』によってそのようすをみてみるならば、表一(39)のとおりである。

表一 百姓一揆・都市騒擾の件数及び頻度

年号	年数	件数	騒擾	一揆	頻度(／年)	騒擾
安永	九	七一	一四	七・九	一・六	一・三〇
天明	八	二三三	一〇四	二九・一	一・〇	一・〇
寛政	一一	一四五	一一	一一・一	一・〇	一・〇
享和	三	三六	五	一一・〇	一・七	一・七
文化	一四	二一三	一〇	一一・二	〇・七	〇・七
文政	一一	一九一	三四	一五・九	二・八	二・八
天保	一四	四四五	一〇一	三一・八	七・二	七・二

資料は青木虹二『百姓一揆総合年表』による

また百姓一揆が大規模化し、世直し一揆的な性格がはつきり出てきた時期でもある。天保二年七月〜八月の防長大一揆は、参加者一〇万人、打毀された富家宅七四一戸であった。また天保七年八月の甲斐国郡内騒動は、参加者三万数千人、打毀された穀屋・富家は五〇〇戸であった。本章でとりあげる天保四年九月の播州一揆は、参加者七千人、打毀された穀屋・富家は一六〇戸である。<sup>(40)</sup>

このような飢饉と一揆に揺れる騒擾たる社会環境の中で、松崎懺堂は民衆の主体性を軸とする「新民」解釈を打ち出した。

それでは彼は現実の動きの中の民衆をどのように見ていたであらうか。播磨一揆の中の民衆の評価を通じてそれを見てみたいと思ふ。

天保四年の播磨一揆は、凶作のため端境期に入り「すゞぎ合難相成」<sup>(46)</sup> となった水呑百姓たちが、「此節一統難洗ニ付買返度と相談候処、一切聞入不申」「国々余程いたみニ相成」<sup>(47)</sup> ることを省みず、買占め・大坂市場にむけての川下げの強行を行った「高砂湊へ米穀川下致候者」<sup>(48)</sup> 加古川筋の米屋・酒屋・川船問屋に対して打毀しをかけたものである。<sup>(49)</sup>

このような事態は全国的に拡がっており、謙堂の記録にも山形藩からの幕府への伺いには「他領百姓入来、米屋など打破に付、鉄砲打払、時宜により玉込相用度候。」<sup>(50)</sup> とあり、また美濃の百姓一揆では幕府の代官所が包囲され尾張藩の援兵も一揆勢に追い帰され、桑名藩の援兵の激しい銃撃でようやく撃退したようすが記録されている。<sup>(51)</sup> 「他領百姓入来」というように、広域化した米商人・代官所が襲撃され藩兵の鉄砲の力でようやく鎮圧するなど世直し状況が顕在化していることが知られる。播磨一揆の参加者たちは、「天下太平我等生命者為万民」「為万人捨命」と書いた旗・幟を立てて、鎮圧に向った姫路藩・小野藩の藩兵に立ち向かい、「まさかりを打ふりて大音上て言はふ、我一命すて諸命ヲすくう也、何者なれハ先邪魔するぞ……我先ニと得者ノを打ふりて、恐おふくも御役所御幕、ちんニちきりて失ニけり」というように、「万人の為」「我一命を捨てて諸命ヲすくう」反体制的・革命的な性格を鮮明に打ち出している。

このような一揆勢に対して、謙堂は「非民叛賊」「賊」と批判的に見ている。<sup>(52)</sup>

同時に、「本年関左中山（「関東・中仙道」<sup>(53)</sup> 無ニ秋稼<sup>(54)</sup>、近日都下、五合米百銭、人情恟々<sup>(55)</sup>。」と「五合」の米を買う層、すなわちその日暮しの都市下層民の「人情」の動向に注目している。そしてこのような社会状況を「殆ど天明三年癸卯の如し」<sup>(56)</sup> 「天明丙午（六年）に曾て之れ有り」というように、寛政改革直前の社会情勢とオーバーラップさせて危機感を募らせている。

それでは、謙堂は、このような危機を克服する「自ら新たになる民」をどこに見出しているであろうか。この播磨大一揆に関わったもう一つの民衆のあり方がある。それは、

（一揆勢の参加催促に対して）此の村々返書ニ申越候者、御申之通り古米無<sup>(57)</sup>之、新米時ニ御座候処、銘々村々ハ相応ニ手当も仕居ニ付、水呑小者ニ至迄、聊も其態（「水呑百姓之内、逆もすきりへ難相成」<sup>(58)</sup>）無<sup>(59)</sup>之

と、「相応ニ手当」<sup>(60)</sup> 飢饉対策をして、水呑小者まで含めて「銘々村々」<sup>(61)</sup> 自己の生活共同体を維持し飢饉の乗り切りを計っている姿である。そして彼らは一揆勢が村々にせまってきたと、

下加古川上ヲこぼち候者も向に恐れ氣立て無<sup>(62)</sup>之、右ニ付御領分之百姓へ御下知有<sup>(63)</sup>之、百石ニ付拾人ツ、随分違者成者火急ニ可<sup>(64)</sup>指出、勿論百姓庄屋指添、悪党共無<sup>(65)</sup>会釈<sup>(66)</sup>打留可<sup>(67)</sup>申趣被<sup>(68)</sup>仰渡<sup>(69)</sup>候故、他領之役人々は姫路之百姓強、然レ共百姓拾七人大怪我<sup>(70)</sup>

其翌日十四日、又々小野表へおし寄来ル由風ゼツ有之、……則

領分中十五才より五十才迄の者共小野へ加勢可致候様被仰渡、依て皆々広小路へ依来ル。依て当社中者共御加勢ニ出也。<sup>54</sup>

というように、藩からの加勢の要請に応じて一揆勢の鎮庄に向つた「随分達者成者」たちであつた。そしてその中心には、「庄屋」当「社中者共」というように、村落の指導者層がおり、かれらが大きな役割を果たしていた。彼ら「随分達者成者」たちは、「誠に大騒動ニ御座候、一柳様御防キ役人衆散々ニ討なされ候様子、百姓一揆と申者ニも無之」といつたように、藩兵の力では防ぎきれない激しい闘争を行なう一揆勢を相手に、「他領之役人々は姫路之百姓強」と評せられるような働きをしている。

このような百姓のあり方は、天保七年八月の甲斐の郡内騒動においても見る事が出来る。そこでは「一揆来らば一命を捨て、彼首魁の首をかき、凶賊を一人にても殺さば、是天道へ奉公ならん、よしそれとても彼強敵の一刀のさびとなる共、生て不義に汚るゝより死して忠義を遂るこそ本意なれば、聊報恩謝徳なるべし、是ぞあの世のよきミやげならんと、窃に五人はうなづき合て、寄来る敵を待居た<sup>55</sup>」る百姓の姿がえがかれている。

榎堂はこのような民衆のあり方、すなわち飢饉に対して村総ぐるみで対処し「銘々村々」を守り、また一揆勢が村に迫れば、藩兵よりも勇敢に戦いこれを鎮圧した「随分達者成者」を「民の驍勇なるもの<sup>56</sup>」として高く評価している。

このように、榎堂は民衆を「非民叛賊」と「驍勇なる民」の二類型で扱え、後者を評価している。

それでは松崎榎堂の描く理想的民衆像はどのようなものであろう

か。すでに、榎堂は自己を「老農」と意識し、また一揆の中から「驍勇なる民」を見出して評価していることを述べたが、その具体像について見てみたい。

松崎榎堂は天保二年に青柳文蔵の依頼で、「青柳文庫記」「青柳倉記」を書いている。青柳文蔵は江戸で公事師（訴訟手続を代理する者、現代の弁護士に相当する）を業とし、その蓄えた金と書籍を寄贈し、出身地の仙台に青柳文庫を設立し、また故郷松川に青柳倉<sup>57</sup>義倉を造つた。これを記念する石碑の依頼を受けた榎堂は文蔵を「処士以ニ三元余巻之書、千金之資、施之於不報之地、而不之<sup>58</sup>靳惜、以成<sup>59</sup>士子之志於後世、則雖<sup>60</sup>君子、亦恐不能為已。此<sup>61</sup>之余之所<sup>62</sup>以益驚而嘆也。」と賞賛し、かつ自己の考える理想的民衆像を仮託して次のように述べている。

この義倉の目的は「每石奉<sup>63</sup>息若干、以給<sup>64</sup>文庫之修理肄業者之館<sup>65</sup>、与<sup>66</sup>東山之貧者病者之不<sup>67</sup>能<sup>68</sup>自活自業<sup>69</sup>」ことにある。そしてまた「不<sup>70</sup>但<sup>71</sup>無<sup>72</sup>業<sup>73</sup>、歳倍称貧食之困、雖<sup>74</sup>有<sup>75</sup>大侵<sup>76</sup>、亦免<sup>77</sup>流離耗散之慘<sup>78</sup>」というように、飢饉に備えるものであるという。そしてこの義倉を設るることによって「与<sup>79</sup>臣父之宗族故旧隣里郷党、俱<sup>80</sup>同<sup>81</sup>其利<sup>82</sup>」<sup>83</sup>くし、松川を「大國東北一樂土<sup>84</sup>」<sup>85</sup>としたいと述べている。

また、尊徳仕方で関東農村の荒廢の再建にあたっていた二宮金次郎を榎堂は、「己れを節し」「人に産を立てさせる」ことをもつて子孫の地<sup>86</sup>子孫繁栄の基礎と考え、「産を立てるの道」を論ず者と評価している。このような「故旧隣里郷党」において自他ともに栄えることを子孫繁栄の基礎とし、自己の共同体を「樂土」とする考え

方は、下野真岡の塚田兵右衛門家の天保十四年の「覚書」にも見られる。そこには、「高利を貪らず」金銀を「我宝にのみせんと欲する」ことなく「先々利潤に相成候様」にすること、すなわち共栄の道を計り、「辺鄙之土地に至る迄、今日之并用差支ひなき」ようにしたいと述べられている。そしてそれは「隱徳を冥々の中に施」して子孫繁栄の基礎を作ることであるとともに、「国恩を報る」こと<sup>61</sup>に在村的・民衆のナショナルリズムに繋るものである。このように自覚的に共栄の道を求める豪農層を憐堂は「新民」の主体者<sup>62</sup>理想的民衆のあり方と考えていると言えよう。

さきに見たように、憐堂は自らを「老農」と位置づけているが、それはここで見た「民の驍勇なるもの」、またそのような民衆を率い天保の飢饉から村落を守り抜く村落の名望家層と重なるものと言えよう。

## 五、おわりに

### ——「天賦人權」思想との関連について——

以上見てきたように、松崎憐堂は「新民」を「民が自ら新たになる」と解釈し、その主体を村落名望家層に見出している。

最後に、憐堂の「新民」解釈と「天賦人權」思想との関連を述べ本論を終わりたいと思う。

すでに述べたように、憐堂の儒学理解は朱子学をベースにしており、その批判的克服過程において「新民」解釈は生みだされてきた。ところで朱子学においては「他者への働きかけ」の原理が欠如しており、民衆の側にも「働きかけ」を受ける受け手としての主体

性の留保がある。したがって、その為政論は「治於人者食人、治人者食於人」の義（孟子滕文公篇上）を踏まえて「義合」の関係において成立している。しかしながら、憐堂は「今士大夫タルモノ……所謂養<sup>63</sup>於人者治<sup>64</sup>人ノ義ヲ失フ」<sup>62</sup>と現実の支配関係において「義合」が成立していないと考えている。そこで「道ニハツレルタル人ナ」<sup>63</sup>い被支配身分の民衆の主体性・「性命」が士大夫<sup>64</sup>支配身分のそれと等質ないしはより本質的なものとして評価される訳である。したがって憐堂は「夫天降<sup>65</sup>斯民<sup>66</sup>也、与<sup>67</sup>之<sup>68</sup>以<sup>69</sup>至<sup>70</sup>靈至明之性命<sup>71</sup>、為<sup>72</sup>三万物之長<sup>73</sup>。……将<sup>74</sup>聖賢達者之為<sup>75</sup>伍<sup>76</sup>、則<sup>77</sup>斯民之報<sup>78</sup>天徳<sup>79</sup>。」<sup>63</sup>というように、「斯民」に「聖賢達者の伍となる」ことが可能であり、むしろ積極的に「聖賢達者の伍となる」ことを直ちに「為政」と置き換える訳にはゆかないであろうが、「天から降された」<sup>64</sup>天賦の「至靈至明之性命」が「自ら新たになる」<sup>65</sup>民の主体性の本源であるとするのであるから、「天賦人權」思想と極めて近い位置にあると言えよう。そしてそれは、あくまでも徂徠的「作為」性に立脚したのではなく、朱子学的「性命」観の意味内容の転換の上に展開された「自然」性に立脚していることを確認したいと思う。

このような民衆観・性命観を踏まえて憐堂がいかなる為政論を構想していたかということが次の課題になるが、紙数もないので、稿を改めて論じたいと思う。

## 注

(一) 『当世名家評判記前編卷之上』（『日本儒林叢書』卷三所

収) 及び『懋堂日歴』天保三年二月七日の条、参照。

(2) 横井小楠『遊学雑誌』天保十年五月二十八日の条、吉田松

陰「嘉永六年九月十五日兄杉梅太郎宛書簡」

(3) 重野安禪「学問は遂に考証に帰す」(明治三十三年三月東京

学士会院講演、『東京学士会院雑誌』第二二編五号)

(4) 丸山真男『日本政治思想史研究』二九九ページ。

(5) 『懋堂全集』巻八、所収。

(6) 「戊辰五月掛川学ニテ上グ」(慶応義塾大学付属研究所斯

道文庫蔵松崎懋堂『掛川学問所』、所収。)

(7) 同上。

(8) 同上。

(9) 『接鮮伍語』下、二六丁裏〜二七丁裏。(『懋堂全集』巻二

三、所収。)

(10) 注(6)同。

(11) 『懋堂日歴』天保五年十二月朔日の条。

(12) 『同上』文政六年十二月晦の条。

(13) 『同上』天保五年六月二日の条。

(14) 『同上』天保四年十二月二十日の条。原漢文、読み下しは

筆者の責において行つた以後同様。

(15) 『同上』天保五年六月十四日の条。

(16) 『同上』天保六年二月二十五日の条。

(17) 『同上』天保五年七月四日・六日の条。

(18) 「明德」解については、拙稿「日本考証学派の歴史的位置

たので本稿では省略する。

(19) 『唐開成石經十三經』は天保五〜八年に出刻された。

(20) 島田虔次『中国古典選 大学・中庸』文庫版下巻、八五〜

一〇一頁。

(21) 朱熹『大学章句』伝二章注。

(22) 朱熹『大学章句』経文注。

(23) 朱熹『大学或問』倭版、六丁裏(『近世漢籍叢刊』中文出

版社、所収。)

(24) 『同上』、八丁裏〜九丁表。

(25) 山崎闇斎『大学垂加先生講義』、『日本思想大系 山崎闇斎

学派』二八ページ。

(26) 『同上』、五〇〜五一ページ。

(27) 荻生徂徠『徂徠先生答問書』下巻『荻生徂徠全集(みすず

版)』第一巻、四七四〜四七五ページ。

(28) 荻生徂徠『大学解』二六六〜二六七ページ、『四書註釈全書大学篇』、

所収。

(29) 『同上』

(30) 荻生徂徠『政談』、『日本思想大系 荻生徂徠』二七八〜

二九三ページ。

(31) 『同上』、三二五〜三二六ページ。

(32) 『同上』、二八四〜二八五ページ。

(33) 『同上』、二九六〜二九七ページ。

(34) 島田虔次『中国文明選 王陽明』解説、一三三〜一三四ページ、参

照。

- (35) 拙稿「日本考証学における学問論と為政論」、『日本学誌』  
 (啓明大学校日本文化研究所紀要) 第四輯、参照。
- (36) 松崎慊堂『大学章句』伝二章書入れ、(斯道文庫蔵 松崎  
 慊堂自筆書入本『大学章句』)
- (37) 同上。
- (38) 同上。
- (39) 青木虹二『百姓一揆総合年表』(三一書房、一九七一年)、  
 二八～三二ページの表一をもとに作成。
- (40) 大口勇次郎「天保期の性格」、『岩波講座日本歴史近世四』、  
 昭和五年、及び青木美智男「天保一揆論」、『講座日本近  
 世史六』、有斐閣、昭和五六年、参照。
- (41) 注(39)に同じ。
- (42) 「本町三丁目近江屋此外へ上方問屋の本町問屋中へ申来」、  
 青木虹二編『編年百姓一揆史料集成』第十二卷、(以後『一  
 揆史料』と略す) 三一書房、昭和五九年、五四七ページ。
- (43) 『慊堂日歴』天保四年八月十日の条。
- (44) 『同上』天保六年二月二十五日の条。
- (45) 「天保動乱記実録」、『一揆史料』五六六ページ。
- (46) 『慊堂日歴』天保四年十月十二日の条。
- (47) 『同上』天保四年九月二十日の条。
- (48) 『同上』天保四年十月二十八日の条。
- (49) 『同上』天保七年八月六日の条。
- (50) 「天保四癸巳九月十一日始播州一揆之次第御公儀様之御届  
 ケ書写之」、野村兼太郎『近世社会経済史研究』、青木書店、
- 昭和二三年、所収。
- (51) 「当九月十一日播劔多賀郡」、『一揆史料』、五四八ページ。
- (52) 「天保動乱記実録」、『一揆史料』、五六七ページ。
- (53) 「本町三丁目近江屋此外へ上方問屋の本町問屋中へ申来」、  
 『一揆史料』五四八ページ。
- (54) 『峽陽来書』、『未刊随筆百種』第十二卷、二〇三ページ。
- (55) 注(46)に同じ。
- (56) いずれも『慊堂全集』巻三、所収。
- (57) 塚本松之助「青柳文蔵伝」、『東洋文化』五九号、昭和四  
 年、参照。
- (58) 前掲「青柳文蔵記」。
- (59) 前掲「青柳倉記」。
- (60) 『慊堂日歴』天保十年九月七日の条。
- (61) 『栃木県史 史料篇 近世三』、七九六ページ、所収。
- (62) 注(10)に同じ。
- (63) 同上。
- (64) 「与安先生書」、『慊堂全集』巻六、所収。  
 (筑波大学大学院・院生)